

平成28年1月20日	資料2
第27回レセプト情報等の 提供に関する有識者会議	

オンサイトリサーチセンターについて

平成28年1月20日

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
保険システム高度化推進室

レセプト情報等オンサイトリサーチセンターの試行的利用開始について

レセプト情報等オンサイトリサーチセンターの設置の経緯と試行的利用の開始

- ◆厚生労働省においては、レセプト情報・特定健診等情報データベースのデータの利活用を推進するため、平成23年11月より研究者、行政機関等へのデータ提供を行ってきた。
- ◆これによりデータの利活用は進んだものの、データ提供を受けるにあたっては、研究者側で十分なセキュリティ環境を整備する必要があり、データ提供は、こうした環境を整備することが可能な研究者等に限定されていた。
- ◆厚生労働省では、データ利用の機会をさらに拡大するため、自らセキュリティ環境等を整備することが困難な研究者等でもデータ利用が可能な施設として、レセプト情報等オンサイトリサーチセンターを東日本及び西日本に設置すべく準備を進めていたところ。
- ◆今般、東日本に設置するレセプト情報等オンサイトリサーチセンター（東京）において、まずは当該センター所属の研究者に限定した試行的利用の準備が整い、平成27年12月24日をもって利用を開始することになった。

レセプト情報等オンサイトリサーチセンターの現状

レセプト情報等オンサイトリサーチセンターは、東日本地域については東京大学、西日本地域については京都大学に設置することとしている。各センターの現状については以下のとおり。

- ◆レセプト情報等オンサイトリサーチセンター（東京）：平成27年12月24日から試行的利用開始（東京大学に設置）
- ◆レセプト情報等オンサイトリサーチセンター（京都）：近日の試行的利用開始に向け準備中（京都大学に設置）

規制改革実施計画について

③医療情報の有効活用に向けた規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管省庁
13	レセプト情報・特定健診等情報データベースの研究利用の法的位置付けの検討	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しの検討状況を踏まえ、NDBデータの公益目的での研究利用の法律上の位置付けや制度的枠組みについて検討し、結論を得る。	「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の見直しに合わせて検討・結論	厚生労働省
	における民間利用の拡大	企業からの提案に基づき、厚生労働省においてNDBデータを基にした集計表を作成する枠組みを構築する。	28年度措置	
15		これまで「サンプリングデータセット」を提供した関係者等の意見も踏まえ、探索的研究が可能な「サンプリングデータセット」の内容の充実を図る。	平成27年度措置	厚生労働省
16	レセプト情報・特定健診等情報データベースにおける探索的研究の充実	平成27年4月に開設されたオンサイトリサーチセンターについて、システムの安定的な稼働に資する検証を行いつつ、利用者の範囲や利用方法などの運用ルールの確立を図る。その上で、精度の高い研究の実施に資するようなオンサイトリサーチセンターの特性をいかした活用方策を検討し、結論を得る。	(オンサイトリサーチセンターの運用ルールの確立) 平成27年度措置 (オンサイトリサーチセンターの特性をいかした活用方策) 平成28年度検討・結論	厚生労働省

オンサイトについては、今年度で運用ルールの確立、来年度で特性をいかした活用方策の検討を行うこととなっている。

オンサイトリサーチセンターに関する今後の進め方について

オンサイト第三者利用開始に向けた課題

- ・オンサイト試行的利用が昨年12月に開始になったところであり、試行的利用を通じて、実務的課題を明らかにしていく必要がある。
- ・第三者利用にあたっては利用のためのガイドラインや利用の枠組みを策定する必要がある。
- ・上記枠組みの策定にあたっては、東京大学・京都大学、厚生労働省、オンサイト利用者の三者の関係の整理が必要（連携協力協定に基づくオンサイトの場合）。



当面の方針案

- ・迅速な第三者利用開始を目指す観点から、試行的利用と並行して、ガイドラインや利用の枠組みの策定を進めたい。
- ・試行的利用によって判明する実務的課題については、策定の過程において、随時踏まえることとしたい。
- ・厚生労働省とオンサイト利用者の2者のみの整理で枠組み構築が可能なレセプト情報等オンサイトリサーチセンター（厚生労働省）において、まず準備を進めることとしたい。